

## 令和3年度 大熊町社会福祉協議会 事業計画

### 1. 基本方針

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による避難から10年が経過し、本会としても令和2年4月から本部を町内に戻し、事業再開を果たすことができ、大きな節目を迎えました。

町内においては、平成31年4月大川原及び中屋敷地区の避難指示解除を始めとして、令和2年3月にJR常磐線全線再開により大野駅周辺と大野病院敷地が避難指示解除、併せて下野上、野上地区の一部立ち入り規制が緩和され、社会基盤の整備が進められ、徐々に町内の居住者が増えてきております。

しかし、避難から11年目を迎え、これまでの支援制度の減少や終了を見据えた場合、町民の中には安定した生活の見通しが立たない方も予測されること、及び生活課題も複雑・多様化していることから「創意工夫」を加え、職員一丸となって我が事として捉え、生活圏域ごとに各種の専門職や関係機関・支援団体等との連携強化を図る持続的な取り組みが必要とされます。

本会としても、国が示す地域共生社会を実現していくため、これまでの「基本理念」、「基本目標」を改訂し、それらに基づき帰還後に取り組むべき役割、そして避難先での町民支援の在り方などを定めた「中期ビジョン計画」に沿って、各種事業が効果的に推進できるよう取り組んで参ります。

更に、社会福祉法人として公益性・非営利性という設立の本旨を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を前提として各種事業に取り組み、地域福祉の中心的な担い手として役割を果たせること、並びに法人としてのガバナンス強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化等が求められていることから、引き続き組織の強化及び職員の資質向上に努めて参ります。

### 2. 重点事業

- (1) 町内における福祉サービス機能強化
- (2) 町民の生活支援事業の強化
- (3) 社協活動の情報提供の継続
- (4) 社協が担う福祉関連事業の継続
- (5) 福祉関係団体に対する支援継続
- (6) 町民ニーズに応える組織体制や事業運営方法の確立

### 3. 事業概要

- (1) 町内における福祉サービス機能強化
  - ・ 昨年に引続き「福祉の里」構想実現に向け、行政と連携を図り、方向性や福祉課題等を整理、調整し、必要な支援事業を進めていく。
  - ・ 社協は、町民による支え合いの仕組みづくり、及び介護予防活動を主に取り組む。
  - ・ 継続事業(見守り活動・サロン活動・配食サービス・外出支援サービス)の充実強化
  - ・ 見守り活動については、町内を含めた相双地区とし、関係機関(団体)との連携を図り、効果的な活動を行う。

- ・生活支援体制整備事業の一部委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、拠点内でのニーズ把握や関係機関(団体)等と連携し、町民同士による支え合いの仕組みづくりを図る。

## (2) 町民の生活支援事業の強化

- ・町民の健康維持と生活再建不安の解消及び孤立防止のため、見守り活動や交流活動等の生活支援強化を図る。

### ① 生活支援相談員配置事業

#### ア) 個別支援としての訪問活動

- ・避難の長期化に対応すべく、生活再建が困難な方や孤立している方などへ重点的な訪問活動を継続して行い、必要に応じて関係機関や専門機関等との連携を図る。
- ・町民の状況に応じた訪問、傾聴を行えるよう適時訪問頻度の見直しを図る。
- ・見守り活動の強化を図るため、引続きいわき連絡所内に「コールセンター」を設け、困りごとや各種支援事業等の受付、連絡調整を行う。併せて、ダイレクトメールや電話による見守り活動の補強を図る。
- ・町と社協との情報共有が円滑に行われるよう、町民支援に関する情報共有の継続を図る。
- ・本事業は福島県社会福祉協議会からの受託事業であるため、事業終了を見据えた体制づくりと避難先(地区別)の状況を考慮し、相手先社協との情報共有や連携を図れるよう引続き調整を図る。

#### イ) 地域支援としてサロン活動

(町内及びいわき地区は高齢者等サポート拠点事業)

(相双地区及び中通り地区は生活支援相談員配置事業)

- ・町民の孤立防止・生きがいづくりなどの支援を図るため、定期的なサロン活動を実施する。ただし、避難先については段階的な縮小を目指し、避難先での地域サロンへのつなぎや主体的運営が出来るよう支援を継続
- ・避難先においては、町民同士のサロン以外にも双葉郡内からの避難者及び地域住民との交流を促進し、地域に暮らす一員として生活が送れるよう避難元社協として避難先社協と連携し開催していく。

<各事務所管内で定期的に行う。事業内容により自己負担あり。>

### ② 高齢者等サポート事業

#### ア) 外出支援サービス事業

(町内及びいわき地区は高齢者等サポート拠点事業)

(会津地区及び中通り地区は在宅福祉サービス事業)

- ・介護2以上の方などに対して、町内、いわき市及び会津若松市内において、医療機関への送迎サービスを継続。なお、令和3年度より郡山市を追加
- ・各担当地区の実情に併せ、介護タクシー等への業者委託を含め実施

- ・ 利用決定に際しては、町へ申請し認定を得ることが必要  
＜月 2 回まで利用可、利用料は無料＞

#### イ) 配食サービス事業

(町内及びいわき地区は高齢者等サポート拠点事業)

(中通り地区・相馬地区及び会津地区は在宅福祉サービス事業)

- ・ 概ね 65 歳以上の高齢者のみで生活している方などを対象とし、見守りを兼ね昼食時の弁当配達を継続
- ・ 提供範囲は、町内、富岡町、いわき市、会津若松市内、中通り地区(郡山市、福島市) 及び相馬地区(南相馬市)において実施  
＜週 6 回まで利用可。利用料は 1 個 200 円＞

### ③ 避難者支援事業

- ・ 町民同士の広域的な交流機会を図るため、交流会(合同又は各地区)を開催

### (3) 社協活動の情報提供

- ・ 広報紙やホームページ等を通じた情報提供を継続
- ・ 広報部会を定期的で開催し、町民ニーズの把握や情報発信のあり方を検討

### (4) 社協が担う福祉関連事業

#### ① 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

- ・ 日常的な判断能力が低下した方に対し、福祉サービスの利用援助を基本に生活費の出し入れや通帳等の預かりサービスを実施  
＜利用は有料。1 時間当たり 1,200 円プラス交通費(1km25 円)＞

#### ② 生活援助資金貸付事業

- ・ 日常生活における一時的な生活費や緊急的な支出に対応するため、生活援助資金貸付事業を実施
- ・ 上記とは別事業として県社協が所管する「生活福祉資金貸付事業」を併せて実施
- ・ 生活困窮者に対する緊急的な支援として、生活状況を踏まえ食料品支給を行う。併せて、関係機関(団体)と連携し支援に厚みを持たせられるよう調整を図る。なお、食料支給は、貸付金申請者等とする。

#### ③ 心配ごと相談事業

- ・ 本事業は、生活支援相談員事業などの各事業において相談が含まれることから、必要性及び有効性を考慮し、令和 2 年度から休止としている。
- ・ 町内においては、将来的に総合相談事業として法的制度の受託ができるよう人材確保を図り行政と調整の上、体制整備を図る。
- ・ 避難先においては、個々の事業に相談部門が含まれていることから、情報共有及び各事業の横断的な調整を図る。

④日本赤十字社事業

- ・ 災害時の義捐金募集や各種赤十字事業の周知及び活動を継続

⑤赤い羽根共同募金運動(歳末たすけあい含む)

- ・ 赤い羽根共同募金運動に対する周知及び募金活動を継続

⑥ ボランティアセンターの運営

- ・ ボランティアセンターの再構築を行い、ボランティアの募集・育成を図る。
- ・ 町内でのニーズ把握に努め、ボランティア活動が円滑に展開できるよう調整を図る。
- ・ 災害時の対応について、関係機関(団体)と体制づくりを進める。

(5)福祉関係団体に対する支援

- ・ 社協が事務局を担う福祉関係団体(民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、遺族会)に対する運営支援を継続
- ・ 活動休止中の団体(身体障がい者福祉会、母子寡婦福祉会、自閉症児親の会)に対しては、現状把握に努め、再開の意向があれば支援体制を整備
- ・ 町内において、各団体が活動再開できるよう支援体制を強化

(6)町民ニーズに応える組織体制

- ・ 変化していく町民の避難状況、それに伴う支援事業の在り方(実施期間、事業内容等)を検討し、社協職員の資質向上と人員の適正配置を図る。
- ・ 現在、県内4か所に事務所が設置されているが、社協として均一な町民支援ができ、組織の力が存分に発揮できるよう、業務執行に係る仕組みづくりを図る。併せて、将来の避難先事務所撤退を見据え、判断基準(要素)について行政と調整を図る。
- ・ 町民支援が円滑に行われるよう、避難先社協と情報提供・事業活動の連携の在り方について広域的に調整を図る。
- ・ 避難後においては、社協の会員会費や共同募金配分金などの自主財源の確保が困難な状況となっていることから、安定的な組織運営ができるよう自主財源確保、及び基金運営管理委員会において、基金の有効的な活用を図る。

○月別の主たる会議、事業等については、別紙参照